

公立大学法人北九州市立大学役員報酬規則

〔平成17年4月1日〕
〔北九大規程第26号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人北九州市立大学の役員の報酬の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員（公立大学法人北九州市立大学定款第12条第3項の規定により任命された学外者である理事（以下「学外理事」という。）及び監事は除く。）に対する報酬は、年俸とする。ただし、公立大学法人北九州市立大学職員就業規則（平成17年北九大規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員で役員を兼務する職員（以下「教職員兼務役員」という。）の報酬は、年俸、通勤手当及び住居手当とする。

- 2 年俸額は、別表に掲げる役員の区分に応じて理事長が定める額とする。
- 3 前項の規定により定めた年俸額は、北九州市地方独立行政法人評価委員会が行う業務の実績に関する評価の結果及び当該役員の業務の実績等を総合的に勘案して、その額の100分の3の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 4 第1項但書に規定する報酬を支払う場合は、職員就業規則第30条に規定する給与は支給しない。

(学外理事及び監事の報酬)

第3条 学外理事及び監事に対する報酬は、日額30,000円以下で理事長の定める額とする。

(諸手当)

第4条 通勤手当及び住居手当は、公立大学法人北九州市立大学職員給与規則（平成17年北九大規程第27号）に規定する支給要件に準じて支給する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、役員の報酬の支給に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

役員区分	年俸額
理事長	16,700,000円以下
副理事長	16,350,000円以下
理事(学外理事除く。)	14,200,000円以下